

仕 様 書

1 事業名

IR の誘致に向けた情報発信事業

2 事業目的

本事業は、大阪・夢洲地区への IR（統合型リゾート）の誘致に向けた取組のひとつとして、IR に関する府民等への理解を促進するため、IR の魅力について情報発信し誘致に向けた機運醸成を図るものである。

大阪の状況（IR が必要な背景）や IR がもたらすプラスの効果（経済波及効果・雇用創出効果や観光振興への寄与等）、カジノを有することによる懸念事項（ギャンブル依存症や青少年・治安への影響）の最小化等について、正しい情報や魅力を広く発信することにより、マイナスイメージや誤解を払拭し、府民等に理解を深めていただくための効率的・効果的な情報発信を目的として本事業を実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

4 委託上限額

4,131 千円（税込）※本事業を履行するすべての経費を含む

5 委託事業内容

(1) ホームページの企画・制作・運用

ア 業務内容

- ・事業目的を理解し、IR に関する説明や魅力をタイムリーかつ効果的に情報発信することのできるコンテンツの構成やデザイン、表現方法に工夫を凝らしたホームページの企画、制作、運用を行うこと。
- ・発注者の指示により、月 1 回程度、定期的に新たなページの追加など情報発信を行うこと。
- ・発注者においても編集・更新作業しやすいホームページとし、発注者向け編集・更新マニュアルを作成すること。

イ 留意事項

- ・公開するコンテンツは、インターネットを介して可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。
- ・クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・モバイルファーストの考え方を基本とし、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末画面でも情報を「見つけやすく」「分かりやすく」、利用者にとって「使いやすい」ものとする。

- ・「大阪府 Web サイトユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したページを作成すること。
- ・受注者は、常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。なお、事業の実施にあたっては、サーバー、パソコン等必要な関連機器は、受注者において用意すること。
- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した場合に最新の状態に復元できるようにすること。
- ・アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。なお、アクセス件数データは、発注者においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。
- ・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作・運用に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ・大阪府への信頼や大阪府ホームページへの品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- ・平成 29 年 10 月末までにホームページを公開し、随時、コンテンツを増加、更新していくこと。

ウ 納品形態

下記関係書類を、A 4 判を基準として各 1 部提出するとともに、電子データを CD-R 又は DVD-R により納品すること。なお、プログラム、各種設定ファイルについては、電子データのみでの納品で構わない。

- ・ア・イに示す内容に関して、実施内容・結果等を記載し、それにかかる設計書、運用マニュアル、開発したプログラム一式等を併せて提出すること。
- ・発注者向けの編集・更新マニュアル。
- ・その他発注者が指示するもの。

(2) 動画の企画・制作

ア 業務内容

- ・IR に関する説明や魅力を発信する動画の企画、制作を行うこと。
- ・わかりやすく、短時間で印象に残るインパクトがあり、関心や興味を深堀させる作品とすること。

イ 既定事項

- ① プロモーションビデオ（5 分程度）
- ② プロモーションビデオ ダイジェスト版（①を編集した作品で 30 秒程度）

ウ 留意事項

- ・CG などの技術を駆使して、視覚的に訴える内容を検討すること。
- ・BGM、ナレーション等、音響効果を盛込むこと。
- ・本動画は（1）で制作するホームページのみならず、「大阪府公式 YouTube」にも掲載するため、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末画面においても鮮明な画像で閲覧できるようにすること。

- ・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ・平成 29 年 11 月末の完成を目途に制作すること。

エ 納品形態

データは以下の用途が可能な形式で保存し、DVD-R により納品すること。

- ・パソコンや DVD プレーヤーで読み込めること。
- ・WEB 上に掲載できること。

(3) リーフレットの企画・制作

ア 業務内容

- ・IR に関する説明や魅力を発信するリーフレットの企画、制作を行うこと。
- ・イラスト、グラフ、写真等を活用し、わかりやすい内容とすること。

イ 既定事項

- ・規格：A 4 仕上がり・縦・観音折り
 ※同程度のボリュームがあり、他に最適な規格があれば提案可能
- ・印刷：両面フルカラー・オフセット
- ・紙質：コート紙
- ・厚さ：110K
- ・部数：3,000 部

ウ 留意事項

- ・イラストのテイストについて、初稿作成前に 3 種類以上の案（ラフ案）を提出し、発注者が採用したイラストのテイストで原稿を作成すること。
- ・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ・平成 29 年 10 月中旬の完成を目途に制作すること。

エ 納品形態

データは以下の形式のものを保存し、CD-R 又は DVD-R により納品すること。

- ・PDF データ。
- ・リーフレットを構成する写真やイラスト等のデータ（JPEG 形式）。
- ・Windows 版 AI 形式保存データ（データアウトライン化して保存したデータ及びアウトライン化しないで保存したデータの 2 種類）。

(4) SNS や雑誌等、有効な広報ツールを活用した情報発信

ア 業務内容

- ・(1)～(3) 以外で、若い世代を中心に効果的と考えられる広報ツールにより情報発信を実施すること。

イ 留意事項

- ・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。
- ・情報発信に要する費用は、全て委託金額内に収めること。

(5) 広報イベントの企画・実施

ア 業務内容

- ・女性や若者など幅広く府民を対象として、IRの魅力をアピールし誘致に向けた機運醸成につながる参加者200名規模、2時間程度の広報イベントを企画、実施すること。
- ・イベントを盛り上げる趣向を凝らした話題性のある催しを行うこと。

イ 留意事項

- ・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。
- ・イベントに要する費用は、全て委託金額内に収めること。

(6) (1)～(5)の全般にかかる留意点

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

6 提案を求める事項

- (1) IRの魅力効果を効果的に発信するための広報ツール（ホームページ、動画、リーフレット）の制作について

IRはカジノ以外にも、MICE、エンターテインメント、ショッピング、グルメ、アミューズメントなど、様々な機能を有する複合型リゾート施設群であり、誘致の実現により観光振興、産業振興や雇用創出等に資することが期待されている。

大阪・夢洲への誘致に向けては、IR＝カジノというマイナスイメージを払拭し、①来訪者、滞在者にとって“非日常空間を楽しめる拠点”であること、②働く人にとっても“新しい働き方を見つけることが可能な職場”があることなど、IRの魅力効果を効果的に発信する必要がある。

そのため、デザイン、訴求方法等に工夫をこらした広報ツール（ホームページ、動画、リーフレット）について、具体的な企画・内容がわかるよう、文章や図面、イラスト、写真等を用いてイメージ案を作成（様式自由）すること。また、ホームページについては、閲覧ターゲットやアクセス目標数をその根拠と併せて提案すること。

- (2) その他効果的と考えられる情報発信の方策

①SNSや雑誌等、有効な広報ツールを活用した情報発信

(1) 以外で、特に、若い世代の関心や興味を深堀させるために有効と考える情報発信の方策について、効果的な広報ツール及びその根拠を文章や図面、イラスト、写真等を用いて作成（様式自由）し、提案すること。

(例) SNS、雑誌、インターネット広告、ラジオ、デジタルサイネージ、街頭ビジョン、若者との連携、その他有効なパブリシティの提案

(例)・SNS：アクセス数やファン数、視聴数など媒体力が分かる資料の添付

・雑誌：発行部数、雑誌の形態、販売・配布エリアや場所、販売・配布期間、購買層等が分かる資料の添付

②広報イベントの企画・実施

女性や若者など広く府民にIRの楽しさの理解が進み、かつ話題性やイベントを盛り上げるための有効な方策について、効果的と考える具体的な理由とともに提案すること。

- (3) 提案事業者の有するノウハウ、強みについて

類似の情報発信業務、広報イベントの経験に関する受注実績（過去3年）について、記載すること（作成したリーフレット等があれば添付）。

- (4) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力について

(1) 及び (2) にかかる提案について、計画的かつ効率的に事業実施できる実現可能性のある体制及びスケジュールを提案すること。

7 委託事業の実施上の留意点

- ・事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については発注者に帰属する。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議のうえ決定する。

8 委託事業の運営

受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

9 委託事業の実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況を書面により受注者に報告すること（報告様式自由）。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

10 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

受注者は、事業終了後、事業完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする）

11 その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・発注者は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、業務を遂行する。